

## 警戒レベル移行に伴うスポーツ少年団活動について

今般、警戒レベル度移行に伴う活動の対応については、「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく全県の警戒レベルが、「1」から「2」に引き上げられることとなりました。

つきましては、警戒レベルの移行に伴い、改めて、1月12日(水)以降のスポーツ少年団活動は、下記内容の通りとなりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。

### 記

○国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で活動を実施する。

○対外試合等については、県内の団による活動に限り、実施を可とする。

実施については、各地域の感染状況等を踏まえ、団活動を担当する指導者のみで実施の可否を判断するのではなく、団として、活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断し、実施する場合は、参加する団員及び保護者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、延期又は中止とする。

○宿泊を伴う活動及び県外の団との交流については、自粛とする。

○全国大会等については、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

なお、大会参加に当たり、宿泊を伴う場合は、団員が密集して活動する状況が多く発生することが想定されることから、団員が移動中や宿泊場所等での行動(会話、飲食等)について、主体的に感染防止対策を講じ、適切な行動がとれるよう、特に指導を徹底する。

令和4年1月12日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 松本博崇